

第1 監査の結果

本件請求について、請求人の主張に理由がないと認めます。

第2 請求の受付

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

令和6年6月3日

3 請求の内容

請求の内容は、別紙1のとおりです。

4 要件審査

監査委員は、令和6年6月14日に要件審査を行い、本件請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施することを決定しました。

第3 監査の実施

1 監査対象事項の決定

令和元年、令和5年及び令和6年の横浜市の教員による児童生徒へのわいせつ事案の裁判4件（以下「本件裁判」といいます。）の傍聴について、教育委員会事務局の職員（会計年度任用職員を含む。以下「事務局職員」といいます。）を動員（以下「本件職員動員」といいます。）し、その出張した職員に対する令和5年6月4日から令和6年6月3日まで（以下「監査対象期間」といいます。）の出張旅費の支給が、違法又は不当な財務会計上の行為に該当するか否かを監査対象事項としました。

なお、本件請求は、令和元年からの本件職員動員により出張した事務局職員に対する出張旅費の支出についての請求であるところ、住民監査請求は、法第242条第2項の規定により当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることがで

きないと規定されていることから、請求のあった日以前1年間における本件職員動員により出張した事務局職員に対する出張旅費の支給を対象として監査を実施することとします。

2 監査対象局

教育委員会事務局を監査対象局としました。

3 証拠の提出及び陳述の聴取

監査委員は、法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和6年7月4日に陳述を聴取しました。

また、監査委員は、令和6年7月1日に監査対象局から見解書（別紙2のとおり）の提出を受けるとともに、令和6年7月4日に監査対象局職員から陳述を聴取しました。

その後、令和6年7月26日に監査対象局から「公判傍聴への職員動員にかかる検証結果報告書」及び「公判傍聴への職員動員にかかる検証結果報告書を受けた対応について」の提出を受けました。

第4 監査の結果

1 請求人及び監査対象局職員の陳述

請求人及び監査対象局職員から聴取した陳述内容は、別紙3のとおりです。

2 事実関係の確認

請求人からの提出書面及び請求人の陳述、監査対象局からの提出書面及び監査対象局職員の陳述並びに監査委員の調査により、監査対象事項について、次の事実を認めました。

(1) 本件職員動員について

監査対象局では、横浜地方裁判所で行われた本件裁判の公判について、平成31年4月に被害者側を支援する団体（NPO法人）からの要請を受け、児童生徒に関するプライバシー情報への配慮を目的として、法廷の傍聴席を埋めるために事務局職員に傍聴を呼びかけ、本件職員動員を行いました。

傍聴の呼びかけは、平成31年4月9日に教育委員会事務局人権健康教育部人権教育・児童生徒課から教育長に説明の上、公判期日ごとに学校教育事務所から依頼文書（以下

「傍聴依頼文書」といいます。)を発出する方法で行われ、学校教育事務所長から関係部長宛てとなっていました。

傍聴依頼文書では、「教育委員会(事務局)としては、以下のとおり応援体制を設けます。」として、各方面別の学校教育事務所、人権健康教育部及び教職員人事部等に対して、応援人数が割り当てられていました。

なお、令和6年5月20日付「不祥事案にかかる公判への傍聴について(通知)」により、今後は、裁判の公益性に鑑み、教育委員会として関係部署への傍聴の協力依頼を行わないことが教育委員会事務局教職員人事部教職員人事課長から各方面別の学校教育事務所長宛てに通知されました。

(2) 事務局職員の出張旅費について

事務局職員の出張については、任命権者である教育委員会又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第1項及び教育長に委任する事務等に関する規則(昭和29年2月横浜市教育局教育委員会規則第1号)第2条の規定により、その権限に属する事務の委任を受けた教育長の権限で出張命令及び出張旅費の支給の決定を行い、支出命令権者である市長に対して支出命令を出すよう請求します。

事務局職員の市内出張については、横浜市教育局教育委員会事務局等専決規程(平成3年3月横浜市教育局教育委員会達第1号)第7条第1項第10号の規定により教育委員会事務局の課長及び室長(以下「事務局課長」といいます。)が専決します。

職員が出張したときは、横浜市職員服務規程(平成21年3月達第3号)第6条の規定により、復命書又は口頭により復命することとなっています。

職員が公務により出張したときは、横浜市旅費条例(昭和23年10月横浜市条例第73号)等の規定に基づき、旅費が支給されます。

事務局職員の出張旅費の支出命令は、法第232条の4第1項の規定により、市長の権限で行います。

庶務事務システムを利用する職員等に係る旅費(集約化事務に係るものに限る。)の支給に関する事務については横浜市事務分掌規則(昭和27年10月横浜市規則第68号)及び横浜市事務決裁規程(昭和47年8月達第29号)別表第1の規定により、支出命令にすることは課長専決事項です。

また、市長が行う教育事務等については、法第180条の2及び市長の管理執行する教

育事務等についての教育次長等の補助執行に関する規程（昭和48年3月達第9号）の規定に基づき、一部を除き教育次長その他の職員が補助執行し、横浜市事務決裁規程その他市の諸規程の定めるところにより処理することとなっており、横浜市事務決裁規程別表第1の規定により、支出命令に関することは課長専決事項です。

そのため、事務局職員の出張旅費に係る支出命令については、事務局課長（庶務事務システムを利用する職員の出張旅費に係るもの（集約化事務に係るものに限る。以下同じ。））にあつては横浜市事務分掌規則第3条人事部の項労務課の部第10号の規定により総務局人事部労務課の課長）が行います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋） （事務の委任等） 第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。 （第2項から第4項まで省略）
地方自治法（抜粋） 第180条の2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。 （支出の方法） 第232条の4 会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない。 （第2項省略）
教育長に委任する事務等に関する規則（抜粋） （教育長に委任する事務） 第2条 教育委員会は、次に掲げる事項及び教育委員会事務の委任等に関する規則（昭和28年10月横浜市教育委員会規則第4号）第2条に定めるものを除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。 （1） 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。 （2） 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関すること。 （3） 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定及び改廃に関すること。 （4） 法第29条に規定する教育予算その他議会の議決を経るべき事件についての意見申出に関すること。 （5） 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

(6) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。 (7) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の懲戒及び分限に関すること。 (8) 法令または条例に定めのある附属機関の委員の委嘱に関すること。 (9) 教科書の採択に関すること。 (10) 通学区域の設定及び変更に関すること。 (11) 文化財の指定及びその解除に関すること。 (12) 表彰に関すること。 (13) 不服申立て(教育長に委任された行政処分に係るものを除く。次条第1項において同じ。)及び訴訟等に関すること。 (14) 行政文書及び個人情報の開示決定等に関すること。 (15) 学校運営協議会の設置及び委員の任命に関すること。 (16) 前各号に掲げる事項に係る請願及び陳情に関すること。
横浜市教育委員会事務局等専決規程（抜粋） （事務局課長共通専決事項） 第7条 事務局課長が専決することができる事項は、次のとおりとする。 （第1号から第9号まで省略） (10) 職員の市内出張に関すること。 （第11号及び第2項省略）
横浜市職員服務規程（抜粋） （出張及び復命） 第6条 （第1項省略） 2 職員は、上司に随行した場合を除き、出張が終了した場合は、復命書を作成し、命令者に提出しなければならない。ただし、軽易な出張の場合又は特に命令者が認めた場合には、口頭により復命することができる。
市長の管理執行する教育事務等についての教育次長等の補助執行に関する規程（抜粋） （補助執行） 第1条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、市長が管理し、及び執行する教育に関する事務等については、財産(横浜市物品規則(令和6年3月横浜市規則第27号)第4条(3)に定める物品及び地方自治法第240条第1項に定める債権を除く。)の売却、譲渡その他の処分に関することを除き、教育委員会事務局の教育次長その他の職員をして補助執行させる。 （教育委員会事務局の教育次長等の事務処理） 第2条 教育委員会事務局の教育次長、部長、学校教育事務所長、担当部長、課長、室長及び担当課長は、前条の規定により補助執行する事務（以下「補助執行事務」という。）を、次条に規定するものを除くほか、横浜市事務決裁規程（昭和47年8月達第29号）その他市の諸規程の定めるところにより処理しなければならない。
横浜市事務分掌規則（抜粋） 第3条 総務局の事務分掌は、次のとおりとする。 （危機管理室からコンプライアンス推進室まで省略） 人事部 （人事課省略）

労務課 (第1号から第9号まで省略) (10) 庶務事務システムを利用する職員等に係る旅費(集約化事務に係るものに限る。)の支給に関する事。				
横浜市事務決裁規程 (抜粋) 別表第1 8 出納その他財務に係る事項				
市長決裁事項	副市長専決事項	局長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
(省略)				
				(6) 支出命令に関する事。 (7) 適格請求書の交付に関する事。

(3) 本件職員動員に係る出張命令について

監査対象局からの報告によれば、本件職員動員による出張について、333件の市内出張命令（以下「本件各出張命令」といいます。）がありました。また、本件各出張命令は、出張した職員の所属に対応した専決権者において行われていました。

なお、本件裁判の傍聴には、本件各出張命令による出張のほか、人事担当部門の職員が事案の経過の記録等のため出張していました。

本件各出張命令の概要は、以下のとおりです。

公判時期	公判回数	出張人数 (延べ人数)	所属	職種	出張命令 の件数
令和元年度	3回	66人	教職員人事部、人権健康教育部及び学校教育事務所	行政職員及び会計年度任用職員	49件
令和5年 12月	1回	38人	教職員人事部、人権健康教育部及び学校教育事務所	行政職員及び会計年度任用職員	25件
令和6年 1月	2回	87人	学校教育企画部、教職員人事部、人権健康教育部及び学校教育事務所	行政職員及び会計年度任用職員	61件

令和6年 2月	1回	43人	学校教育企画部、教職員人事部、人権健康教育部及び学校教育事務所	行政職員及び会計年度任用職員	33件
令和6年 3月	3回	131人	学校教育企画部、教職員人事部及び学校教育事務所	行政職員及び会計年度任用職員	118件
令和6年 4月	1回	49人	学校教育企画部、教職員人事部及び学校教育事務所	行政職員及び会計年度任用職員	47件
合 計	11回	414人			333件

(4) 本件職員動員に基づく公金の支出について

ア 本件職員動員に基づく出張旅費の支給について

監査対象局からの報告によれば、監査対象期間において、本件職員動員により出張した事務局職員に支給され、又は支出命令があった出張旅費の総額は、88,636円でした。本件各出張命令に係る出張旅費の支出命令は、出張した職員の所属に対応した事務局課長（庶務事務システムを利用する職員の出張旅費に係るものにあつては総務局人事部労務課担当課長）において行われていました。

イ 「公判傍聴への職員動員にかかる検証結果報告書」及び同報告書を受けた監査対象局の対応について

監査対象局では、複数の弁護士による「検証チーム」を設置し、本件職員動員及びそれに基づく公金の支出等についての検証が行われ、令和6年7月26日に「検証チーム」から「公判傍聴への職員動員にかかる検証結果報告書」により結果（以下「検証結果」といいます。）が報告されました。

検証結果を受けて、監査対象局から同日に「旅費相当額については、前教育長をはじめ関係部長以上の職員が自主的に返納する」ことが「公判傍聴への職員動員にかかる検証結果報告書を受けた対応について」において、監査委員に対して報告され、令和6年7月29日に127,622円が横浜市に対して返納されたことが、令和6年7月26日

付寄附申出書及び同月29日付の領収日付印のある「納入通知書兼領収書」により確認されました。

3 監査委員の判断

以上を踏まえ、監査委員は、次のとおり判断しました。

(1) 本件職員動員について

検証結果において、本件職員動員は、公開裁判の原則の趣旨に反する行為であり、また、教育委員会として行うべき職務の範囲を逸脱しており、その意味において地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に反し、違法であると評価されました。

監査対象局の説明によれば、本件職員動員は、児童生徒に関するプライバシー情報への配慮を目的として、法廷の傍聴席を埋めるために行われたものであるから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に掲げる教育委員会の職務権限に直接該当するものではない違法なものであると評価せざるを得ません。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- (1) 教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関する事。
- (2) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関する事。
- (3) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事。
- (4) 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関する事。
- (5) 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事。
- (6) 教科書その他の教材の取扱いに関する事。
- (7) 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関する事。
- (8) 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関する事。
- (9) 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関する事。
- (10) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関する事。
- (11) 学校給食に関する事。
- (12) 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関する事。
- (13) スポーツに関する事。
- (14) 文化財の保護に関する事。
- (15) ユネスコ活動に関する事。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(16) 教育に関する法人に関すること。(17) 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。(18) 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。(19) 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。 |
|---|

(2) 本件各出張命令について

教育委員会は、その職務を遂行するために合理的な必要性がある場合には、その裁量により、補助職員に対して出張命令を発することができますが、裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、当該出張命令は違法となるというべきです。このことは、出張命令が委任を受けるなどして出張命令の権限を有するに至った職員により発せられる場合にも同様に当てはまるものと解されます（最高裁判所平成 17 年 3 月 10 日第一小法廷判決参照）。

本件各出張命令は、学校教育事務所長から関係部長宛てに発出された傍聴依頼文書を受けて、出張した職員の所属に対応した専決権者により行われたものです。

本件職員動員は、教育委員会の職務権限に直接該当するということとはできず、刑事訴訟における被害者情報の保護については、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 290 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定により当該事件の被害者側からの申出に基づき被害者特定事項（同条第 1 項に規定する被害者特定事項をいいます。）を公開の法廷で明らかにしない旨の裁判所の決定を受ける等、本件職員動員以外の方法もあったと考えられること及び各公判期日において被害生徒児童の氏名や学校名は明らかにされていなかったことが確認されていることから、本件各出張命令に合理的な必要性があったということもできません。

監査対象局においては、外部からの問合せにより事実関係を確認し、見直されるまで、本件職員動員による出張命令が組織的に継続して行われており、それについては、令和 6 年 5 月 22 日市会常任委員会で監査対象局も行き過ぎた行為であったと認めています。

そのため、本件各出張命令には、裁量権を逸脱し、又は濫用した違法があるというべきです。

しかし、本件各出張命令については、前記 2 (3) のとおり、出張した職員の所属に対応した専決権者において行われているため、権限のある者により行われ、監査対象局からの報告によれば、出張した職員の全員から復命が行われています。

また、本件各出張命令の法的な課題や公務の位置づけの可否などについて、監査対象局において「検証チーム」で検証を行う必要があったことも踏まえると、本件各出張命令の瑕疵は、何人の判断によっても外形上客観的に明白であるとまでは言い切れません。

そのため、本件各出張命令は、違法ではあるものの、重大かつ明白な瑕疵があるとまで言うことはできません。

最高裁判所平成 17 年 3 月 10 日第一小法廷判決（抜粋）

(1) 本件旅行命令の適否について

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の公務を遂行するために合理的な必要性がある場合には、その裁量により、補助機関である職員に対して旅行命令を発することができるが、上記裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、当該旅行命令は違法となるべきである。このことは、旅行命令が普通地方公共団体の長から委任を受けるなどしてその権限を有するに至った職員により発せられる場合にも、同様に当てはまるものと解される。

刑事訴訟法（抜粋）

第 290 条の 2 裁判所は、次に掲げる事件を取り扱う場合において、当該事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項（氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

（第 1 号から第 3 号まで及び第 2 項省略）

③ 裁判所は、第一項に定めるもののほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認められる事件を取り扱う場合において、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

(3) 本件職員動員に基づく出張旅費の支出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めるものであるところ、同法では、地方公共団体の長の権限で行うこととなっている財務会計上の事務を除き、教育に関する事務の広範な事項が教育委員会の権限に属する事務となっています。

このような教育委員会と地方公共団体の長との権限の配分関係にかんがみると、地方公共団体の長は、独立した機関としての教育委員会の有する固有の権限内容に属する事項については、著しく合理性を欠き、これに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、その内容に応じた財務会計上の措置を執る義務があると解するのが相当であって、地方公共団体の長の有する予算の執行機関として

の職務権限には、おのずから制約が存するというべきです（最高裁判所平成4年12月15日第三小法廷判決参照）。

本件各出張命令は、教育委員会又は教育長の権限により発せられたものであり、教育委員会がその独自の権限に基づいて発した出張命令については、市長は指揮監督等の権限を有しないことから、重大かつ明白な瑕疵がない限り、市長は、その内容に応じた財務会計上の措置を執ることになります（最高裁判所平成4年12月15日第三小法廷判決及び最高裁判所平成15年1月17日第二小法廷判決参照）。

本件各出張命令による出張旅費の支出命令については、出張した職員の所属に応じた事務局課長又は総務局人事部労務課担当課長により決裁され、関係法規に基づき支給されています。

また、本件各出張命令に従い出張した職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第32条の規定に基づき職務上の命令に従い出張したものであり、本件各出張命令が違法であることを認識していたなどの事情も存在しません。

前記(2)のとおり、本件各出張命令に重大かつ明白な瑕疵はないことから、本件各出張命令に従い出張した職員が出張旅費を受領したことについて、不当に利得しているといふことはできないし、本件職員動員による出張旅費の支出命令は財務会計法規上の義務に違反するものではありません。

なお、令和6年7月29日に、前教育長をはじめ関係部長以上の職員から本件職員動員に基づく出張旅費に相当する額127,622円が横浜市に対して自主的に返納されたことが確認されました。

最高裁判所平成4年12月15日第三小法廷判決（抜粋）

地方自治法242条の2の規定に基づく住民訴訟は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による同法242条1項所定の財務会計上の違法な行為又は怠る事実の予防又は是正を裁判所に請求する権能を住民に与え、もって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とするものである（最高裁昭和51年（行ツ）第120号同53年3月30日第一小法廷判決（中略）参照）。そして、同法242条の2第1項4号の規定に基づく代位請求に係る当該職員に対する損害賠償請求訴訟は、このような住民訴訟の一類型として、財務会計上の行為を行う権限を有する当該職員に対し、職務上の義務に違反する財務会計上の行為による当該職員の個人としての損害賠償義務の履行を求めるものにほかならない。したがって、当該職員の財務会計上の行為をとらえて右の規定に基づく損害賠償責任を問うことができるのは、たといこれに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、右原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当である。

右のような教育委員会と地方公共団体の長との権限の配分関係にかんがみると、教育委員会がした学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する処分（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条 3 号）については、地方公共団体の長は、右処分が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、右処分を尊重しその内容に応じた財務会計上の措置を採るべき義務があり、これを拒むことは許されないものと解するのが相当である。けだし、地方公共団体の長は、関係規定に基づき予算執行の適正を確保すべき責任を地方公共団体に対して負担するものであるが、反面、同法に基づく独立した機関としての教育委員会の有する固有の権限内容にまで介入し得るものではなく、このことから、地方公共団体の長の有する予算の執行機関としての職務権限には、おのずから制約が存するものというべきであるからである。

最高裁判所平成 15 年 1 月 17 日第二小法廷判決（抜粋）

地方公務員法の規定によれば、地方公共団体の職員は、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないものとされており（同法 32 条）、上司の職務命令に重大かつ明白な瑕疵がない限り、これに従う義務を負うものと解される。上記服務関係からすれば、地方公共団体の職員が職務命令である旅行命令に従って旅行をした場合には、職員は、旅行命令に重大かつ明白な瑕疵がない限り、当該旅行に対して旅費の支給を受けることができ、それが不当利得となるものではない。

地方公務員法（抜粋）

（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）

第 32 条 職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

4 結論

以上のことから、本件職員動員により出張した職員に対する監査対象期間における出張旅費の支給については違法又は不当な財務会計上の行為に該当するとは言えず、請求人の主張には理由がないと判断しました。

5 意見

まず、検証結果において、本件職員動員が、憲法違反ではないが公開裁判の原則の趣旨に反する行為であるとされたこと及び教育委員会として行うべき職務の範囲を逸脱しており、その意味において地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に反し、違法であるとされたことは、教育委員会において重く受け止めるべきです。

本件請求に関し、教育委員会は、法第199条第 8 項の規定に基づく監査委員からの質問及び書類の提出依頼に対して、「検証チーム」の検証中であることを理由にして、法第 242条第 6 項に定める期間間際まで書類を提出せず、また、対応方針も示しませんでした。

このことは、時間的な制約のある住民監査請求の監査において、監査委員が余裕のない中で判断せざるを得ない状況につながり、監査過程に重大な影響を与えたと言わざるを得ず、大いに反省を求めます。

また、本件職員動員による出張命令は、外部からの問合せにより調査し、見直されるまで、組織的に継続して行われていました。検証結果において、「教育長及び各学校教育事務所長の本件動員の意思決定」の法的問題については結論を得るに至っていないことから、教育委員会においては、検証結果も踏まえて、本件職員動員の問題点を明らかにし、再発防止に向けた抜本的な改善につながる取組をされるよう求めます。

教育委員会は、横浜市立小中学校506校、教職員数2万人を超える巨大組織であり、組織運営に当たり苦勞されることも多くあろうと想像します。そのような中でも、教職員は、約26万人の児童生徒と真摯に向き合い、児童生徒が健やかに育ってゆくための取組を熱心に行っていくことが必要です。

本件請求を契機に、市民の教育委員会への信頼回復のため、今後の組織風土改革に期待します。

6 判断の根拠とした書類

- (1) 見解書
- (2) 令和6年6月18日監監第254号「住民監査請求に係る質問への回答及び資料の提出について（依頼）」に対する回答及び提出資料
- (3) 令和6年7月5日監監第318号「住民監査請求に係る質問への回答及び資料の提出について（依頼）」に対する回答及び提出資料
- (4) 令和6年7月9日監監第329号「住民監査請求に係る質問への回答及び資料の提出について（依頼）」に対する回答及び提出資料
- (5) 令和6年7月12日監監第346号「住民監査請求に係る質問への回答及び資料の提出について（依頼）」に対する回答及び提出資料
- (6) 「公判傍聴への職員動員にかかる検証結果報告書」
- (7) 「公判傍聴への職員動員にかかる検証結果報告書を受けた対応について」
- (8) 寄附申出書（令和6年7月26日）
- (9) 納入通知書兼領収書（納入通知日 令和6年7月26日）

横浜市職員措置請求書



横浜市長、教育長に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

2019年4月～2024年4月、教員による生徒への性犯罪事件4件の刑事裁判公判に、2019年度：3回、2023年度～2024年4月：8回、計11回、横浜市教育委員会は、裁判傍聴に延べ496人の職員を動員し、一般傍聴人を閉め出す工作を行った。憲法に定められた裁判の公開原則を侵し、一般傍聴権を奪う卑劣な不法行為である。そこで、以下のa)～d)を要求する。

a) 市長は、動員を指示した職員、参加した職員を特定し、その上で、

指示した職員：減給処分を課すこと。

参加した職員：違法に支給された交通費、出張手当などを横浜市へ返還させること。

b) 教育長は、今回の4件の性犯罪公判への大量傍聴動員を猛省した上で、自らの言葉で、以下を記し、市民へ公表して謝罪すること。

i. 大量動員に至る詳細な経緯

ii. 大量動員を引き起こした根本原因（問題の本質）

iii. 大量動員の再発を防止するために、改めなければいけない現状の問題点と防止策

c) 教育長は、4件の性犯罪事件で、被害者やその支援団体から傍聴動員を要請された文書および市が被害者や団体とやり取りした文書、動員を指示した文書を市民へ開示すること。

d) 市長は、『横浜市教育委員会の懲戒処分の指針と公表基準』を新たに策定・施行し、再発防止に取り組むこと。

2 請求人

住所：

氏名：

連絡先：



地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

3 事実証明書

教育行政を執行する資格のない不道德な横浜市教育委員会

令和6年6月3日

横浜市監査委員宛て

事実証明書

教育行政を執行する資格のない不道德な横浜市教育委員会

はじめに

住民監査請求は財務会計上の行為の不当・違法性を摘示しないと却下される。却下される監査請求の中には、目的に合わない発注や、価格の合理性を欠く発注など、行政の行き過ぎた裁量を是正しようと請求されるケースが少なくない。それらについては、却下せず監査を行い、少なからず行政へフィードバックされる事が望まれる。そうして市政の信頼や施策の改善へつなげることが監査請求制度の理念であり、その仕組みを活かす不断の努力を監査委員には求めたい。

この度の、横浜市教育委員会の裁判の傍聴動員事件は、違法に公金が使われ、監査請求の要件を問題なく満たす。一般傍聴を排除したことは問題だが、それを引き起こした横浜市教育委員会の「悪辣な動員工作まで行う不道德」、ならびに「大量動員を可能にした体制」が問題の本質である。大勢の市民が卑劣な手口に怒り呆れており、教育委員会こそ教育が必要である。生半可な再発防止策では改善が望めない根深い体質の問題であり、猛省し教育委員会を刷新する覚悟を示していただきたい。この期に及んで、不祥事の言い逃れを画策するなど、罪を重ねることのないよう警告する。

公金の不正使用

裁判傍聴へ動員した事実

- ・ 教員による児童生徒への性加害刑事事件：2019年4月～2024年4月、4件
- ・ 動員した裁判公判：2019年度：3回、2023年度～2024年度：8回、計11回
- ・ 市教委が動員させた職員数：最大50人／回、呼び掛け延べ525人、参加延べ496人(2019年度：125人、2023年12月～2024年4月：371人) *報道により若干数字は異なる。
- ・ 交通費、出張手当を支給した形跡あり

公費使用・一般傍聴排除の違法性

業務命令で学校教育事務所や市教委職員等を裁判の傍聴に大量動員し一般傍聴人を排除したことは、地方公務員法第35条（職務に専念する義務）、第33条（信用失墜行為の禁止）、横浜市職員服務規程第12条（不当要求への対応）に違反する。

行政の業務としてはあり得ず、理由により適法になるはずもない。傍聴職員へ交通費、出張手当が支給された形跡があり、不法な公金支出であるばかりか、失われた本来業務の時間損失も看過できないほど甚大である。

裁判所は性被害者を保護する手立てを提供しており、刑事訴訟法も改定されている。裁判所へ被害者保護を要請せず、行政機関たる横浜市教育委員会が司法の場である裁判の一般傍聴を実力で妨げるなど言語道断であって、公開原則を定めた憲法82条1項に違反する。

また、市職員服務規程第12条（不当要求への対応）により、被害者側からどのような保護要請がなされようと、「職務の執行の公正さを損なうおそれがある要求に応じてはならない」とする規定にも違反する。

傍聴動員工作の不道徳性

横浜市教育委員会の 2024/5/21 会見では、動員理由を「過去の裁判(2019 年度の公判) で被害者の保護者が一般傍聴者に事件の内容を知られるのを望まなかった、過去の 3 件も保護者の要望」とした。

「被害者の児童生徒を支援していた団体から 2019 年 4 月に提出され、市教委の職員で傍聴席を埋める趣旨の依頼が記されていた。当時の [] 教育長も内容を了承し、この文書が最初の動員につながった。残りの 3 件では要請文書の存在は確認していない」と報じられている。

被害者児童の支援団体が提出したとされる要請書が公開された。その信憑性を疑う箇所が散見される。要望文書のない後続の 3 件は、最初の件で動員が確立され、以降常態化して続けたと私は見ている。

被害者児童の支援団体が被害者保護ために提出したとされる要請書の信憑性

- a) 《市教委の職員で傍聴席を埋める》記述はなく、市教委の判断で行った。
- b) 宛先が「各位」で、誰宛なのかが不明。それなのに内容が具体的なのは奇異。
- c) 「支援者の意向でもあり」と支援者が自身を客体表現していて不自然。
- d) 「人権研修と位置付けて」は、後付けの方便として言われ、いかがわしい。
- e) 被害者保護の依頼文と言うより、発覚しないための動員手順や秘匿指示が主である。

以上から、信憑性が疑われる。今回の事件で信頼が地に落ちた横浜市教育委員会が、自分達を擁護するため用意されたように映る。文書を後に公表したのも疑いが向けられる。

尚、児童・生徒が性被害者でも、教職員が加害者ではないケースでは動員してないのだから、被害者保護は口実であって、加害者保護を隠す為に要請を利用したと疑われて仕方がない。

依頼があるうがなかるうが、行政がやってはいけない事をした事実は変わらない。やはり身内の教員・組織を庇うことが眼目だったことは誰もが想像する。言ってみれば、『性被害児童・生徒の保護に名を借りた市教委の保身工作』に映る。事件発覚後にも嘘をつき組織の保身を図ろうとするのは、事件以上に悪質である。その積み重ねが、根深い体質の問題となることを充分認識されたい。

「横浜市立学校教育公務員の懲戒処分に関する指針」の処分量定の加重に照らし考える。

①児童生徒の良好な教育環境や市民・保護者の信頼を著しく損なう事態を招いたとき：

▶ 確信犯であり、市民の信頼を大きく毀損したのは勿論、生徒・保護者へも説明がつかず処分を加重すべきである。

②教育公務員の非違行為の態様等が極めて悪質であるとき：

▶ 職員動員までして一般傍聴を妨害し、教員犯罪を隠そうとした前代未聞の悪質行為であるから処分を加重すべきである。

③教育公務員が非違行為を継続した期間が長期に渡るとき：

▶ 5 年間も続けられ、今回の発覚がなければ、おそらくこの先も続けたに違いない。罪の意識なく長期に継続されており処分を加重すべきである。

④教育公務員が管理又は監督の地位にあるなど、その占める職制の責任の度が高いとき：

▶ [] 前教育長は傍聴動員を承認しており、その責任は重い。事実上の首謀者と言え、トップの犯行だから処分を加重すべきである。

⑤教育公務員が過去に処分等を受けたことがあるとき：

▶ いじめによる生徒の自殺問題も適切に対処せず、自校給食も利権で放棄。児童生徒を第一に、

直接指導する教員を支援、本来の役割へ原点回帰せずには、その存在が問われる。過去の体質を反省なくそのまま引きずるのみなので処分を加重すべきである。

⑥自らの非違行為を隠ぺいしたとき：

- ▶学校教育事務所が出した傍聴動員の指示書に、動員が発覚しないよう注意が記されていることから、悪事と認識し、それを隠蔽しようとした意図は歴然であるから処分を加重すべきである。

最後に

教員による生徒への性犯罪があとを絶たない。2022年の全職業での刑法犯の性犯罪率が7%であるのに対し、教員の性犯罪率は15%と最も高い。教員をはじめ、監督する横浜市教育委員会や事務局、学校教育事務所など教育にかかわる組織には人一倍高い倫理が求められる。

監督する立場の横浜市教育委員会は、被告の教員が公判にさらされるのを自分事として受けとめ、共に恥じ反省すべきである。先の懲戒処分の指針では、深い反省が顕著に見られるときに処分量定の軽減を示している。しかし今回の市教委の工作は、反省とは真逆で、被告を庇い組織の保身を第一とするおぞましい行為で、『反省を知らぬ組織』の証と言わざるをえない。そのような組織が生まれ変われるのか！心を入替え抜本的に出直す覚悟をもてと言えど、その存在は肯定し難く、教育の名を掲げることすらためらいを覚える。

横浜市教育委員会は、真相究明する第三者委員会との利害や主従関係を断ち、市民に向けた公明正大な真相究明を担保すべく、これ以上不信を深める介入や威圧をせぬよう、最後に強く要請しておく。

見解書

令和6年7月1日

教育委員会事務局

1 結論

当該事案については、現在3人の弁護士による検証が行われています。その検証内容には、法的な課題や公務の位置づけの可否等も含まれており、その結果を踏まえて、適切な対応を行っていきます。

2 出張に係る旅費の支給について

職員の旅費に関しては、横浜市旅費条例（昭和23年10月横浜市条例第73号）第1条で「本市職員その他の者で、公務のため旅行するときは、別に定めるもののほか、この条例の定めるところにより、旅費を支給する。」とし、第5条では、「鉄道賃は鉄道又は軌道旅行に、船賃は水路旅行に、航空賃は航空旅行に、車賃は陸路旅行にこれを支給する。」とされています。

また、会計年度任用職員の旅費に関しては、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月横浜市条例第24号）第11条で「会計年度任用職員が公務のために旅行したときは、フルタイム会計年度任用職員に対しては旅費を、パートタイム会計年度任用職員に対しては旅行に係る費用弁償を支給する。」として、同条2項で「前項の旅費及び旅行に係る費用弁償は、横浜市旅費条例（昭和23年10月横浜市条例第73号）の例により支給する。」とされています。

出張の手続きについては、横浜市職員出張及び旅費支給規程（平成12年12月達第22号）（以下「旅費支給規程」という。）第2条で「職員は出張を必要とするときは次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる命令書、命令簿又は出張を命ずる決裁文書に出張先、出張する具体的理由又は出張用件、出張帰着月日等を記入して、決裁を受けなければならない。」とされており、市内出張のときは、市内出張命令簿の記入、決裁が必要となります。

（第2条第1号）

旅費の請求については旅費支給規程第4条で「出張に係る旅費の支給を受けようとする職員は、第1号の区分に従い、当該各号に掲げる請求書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。」とされており、市内出張（宿泊を伴うもの及び企画旅行の方法により出張するときを除く。）のときは、市内出張旅費請求書に必要な書類を添えて、市長への提出が必要となります。（第4条第1号）

なお、教育委員会事務局においては横浜市教育委員会事務局等専決規程（平成3年3月達第1号）第7条で、職員の市内出張に関することは課長共通専決事項となっており、課長決裁として手続きをします。

3 本件における旅費の支給について

本市教員による児童生徒に対するわいせつ事案の公判について、児童生徒に関するプライバシー情報への配慮を目的として、傍聴席を埋めるために、教育委員会事務局職員に傍聴の呼びかけを行っていました。

平成 31 年 4 月に、被害者側を支援する団体（NPO 法人）から、公判の傍聴の要請を受け、教育長に説明の上、学校教育事務所から関係部署に公判傍聴の協力依頼文を発出し、傍聴の呼びかけを行っていました。令和 5 年・6 年において、学校教育事務所から関係部署に公判傍聴の協力依頼文を発出し、公判 4 案件（計 11 回）において、延べ約 400 人が傍聴のため裁判所に行きました。

当該傍聴にかかる出張は公務として取り扱われ、当該出張に係る請求された旅費が支給されています。

4 旅費の支給の適否について

当該事案については、教育委員会から、神奈川県弁護士会に推薦依頼を行い、6 月 12 日に 3 人の弁護士が決定し、検証を進めています。

現在、弁護士によるヒアリング等、丁寧かつ慎重に検証を進めており、7 月中には検証を終える予定です。その検証内容には、法令遵守の立場から見た、公判傍聴への組織的な対応に関する法的な課題や動員による「公判傍聴」と「出張旅費支出」における公務の位置づけの可否等も含まれていることから、その結果を踏まえて、適切な対応を行っていきます。

住民監査請求に係る陳述の聴取の記録

日付：令和6年7月4日（木）

場所：横浜市監査委員会議室

○酒井代表監査委員 それでは、ただいまから令和6年度第7回監査委員会議を開催します。上着の着用は御自由をお願いいたします。

それでは、議事1、職員に対する出張旅費の支給に関する住民監査請求に係る陳述の聴取をいたします。

それでは、陳述に入る前にですね、撮影を希望される方がいらっしゃいますので、会場全体の撮影のみ許可いたします。撮影する場合、請求人は自席から、それ以外の方は傍聴席前のテープの位置から撮影してください。請求人は、写りたくなければ傍聴席エリアに一時御移動して構いませんが、よろしいでしょうか。なお、記者の方を除き、撮影は写真のみに限らせていただきます。また、記録者の方は写らないように御移動をお願いします。事務局職員の方は案内を適宜行ってください。それでは、撮影をされる方はどうぞお願いいたします。

〔写真撮影〕

○酒井代表監査委員 よろしいでしょうか。それでは、以上で撮影の時間は終了いたします。以降の撮影はできません。また、本日の会議においては、録音、配信はできませんので、御承知おきください。

傍聴人の方をお願いいたします。傍聴に当たっては、陳述の妨げにならないよう、御静粛をお願いいたします。また、携帯電話及びパソコン等の情報通信機器は、電源を切るなどして使用しないでください。会場内では監査委員の指示に従ってください。指示に従っていただけない場合は御退席いただくことがありますので、あらかじめ御承知おきください。

それでは、監査委員を紹介いたします。私は代表監査委員の酒井です。本日の進行を務めます。

続きまして高品委員です。

○高品監査委員 高品です。

○酒井代表監査委員 前田委員です。

○前田監査委員 前田でございます。よろしくお願いします。

○酒井代表監査委員 清水委員です。

○清水監査委員 清水です。

○酒井代表監査委員 大岩委員です。

○大岩監査委員 大岩です。

○酒井代表監査委員 陳述に際しての留意点を申し上げます。陳述される内容は、監査資料として正確に記録する必要がありますので、録音させていただきます。また、本日聴取する陳述の記録は、監査結果に添付して公表いたします。陳述は、請求人、関係職員とも、それぞれ1時間以内としております。また、請求人、関係職員からは、質問はできません。請求人の陳述する内容は、請求の趣旨を補足する内容としてください。請求人の陳述の聴取に引き続いて関係職員による陳述の聴取を行います。最後に、請求人の方は、関係職員の陳述の内容に対して意見表明を合計5分以内というところで行うことができます。ただし、質問することはできません。そのほか、陳述の進行については、監査委員の指示に従ってください。よろしいでしょうか。それでは、請求人の陳述の聴取を実施いたします。請求人は陳述をお

願ひいたします。

○ 請求人 はい、よろしくお願いします。私は 区から来ました といいます。ちょっとだけ簡単に言っておきますと、私はこういう市民活動といいますかね、に参加したのは、IRカジノ、非常に大きな問題になりました。あれがあつて、それまでは全くの無関心といいますか、あまり行政とか政治とかに関わっておりませんでした。ですけど、カジノ以来ですね、やっぱりこういうものはつくっちゃいかんということで、 さんに目覚めさせていただいでですね、こういう市政を見るようになってきました。そういった人間で、全然、一般市民なんですね。ですから、すごく過激な、ベテランな市民運動家でもありませんし、非常に一般的な常識、倫理を持つ一般市民として監視しているわけなんですけど、このたび教育委員会のこの問題ですね、これに接しまして、ちょっとあまりにもひどいなということで、今までこういった住民監査請求を直接請求人としてやってきたことはありませんでしたけど、まあ、こういう事態なんで、この場で自ら筆を執ろうという決意をして、この請求書を提出させていただきました。

それで、請求書の順によって補足するような内容で説明したいと思うんですけど、要旨はちょっと後にしましょうか。一番最初に、今回申し上げる点、主に3つございまして、1つは「はじめに」というところに書いたとおりですね、監査請求制度、この制度ですね、この制度について私が思うことを申し上げて、その次に、公金の違法支出ということに関して。3番目、最後に、一番大事だと思っていますけれども、こういう公金支出を生んだ大本ですね、それがどういうものであるのか、それが結局、深掘りされないことには、幾らこれ今後やりませんと言ったところでですね、また再発するのは必至じゃないかということで、その原因となるものを掘り下げて申し上げ、市政の改善に努めていただけたらというふうな趣旨でお話ししたいと思います。

まず、監査制度ですね。私、今回これ、直接名前を出して監査請求するのは初めてですけど、ちょっと仲間と相乗りしたりして監査請求していることは何度かございました。そのたびにですね、却下、却下というふうに言われて、どうしてこれ却下なのかなというような、非常に素朴な疑問を持ちながらずっと来たわけですけど、今回めでたくといいますか、そういった要件を、審査を通していただいで、こういう場を持たせていただいたことはありがたく思います。却下というんですね、私が言ったことに対して市は全く問題がありませんというような結論を言われているわけですね。そうすると、私からすると、何か問題があつて、それでこういう請求をしているにもかかわらず、全く問題ございませんと、何も直すところもありませんという、せっかく私なりに何か問題だろうと思って言ったようなことが全く白紙に、市政に反映されないということになるわけですね。それが非常に不本意です。別に私の主張を通したいとか通したいということじゃないんですよ。要は、市政に私の声がそれなりに届いて、どういう形であれ、そういう市政に改善するアクションが何か起きると。その程度はいろいろあるでしょうけど、何らかの、何かこれはまずいなと、何かこういう改善をしなくちゃいけないなといったような、そういうようなアクションに少しでもつながれば、やったかいがあるなと思っています。もし却下で何も変わらずに反省も何も全くないと

ということならば、私がやったことはほぼやらなかったことに等しいというふうに自身では思います。

それで、初めの、請求書の方に書きましたけれども、不当・違法性を摘示しないと却下されると。その却下された監査請求、過去のやつを見ますと、目的にかなわない、目的からずれているようなアクションが行われているとか、べらぼうに、ちょっとその作業を発注する金額は高過ぎやしませんかといったようなことですかね、そういったような事柄で、ちょっとそれは何かおかしいんではないですかというような主張をするんですけど、それが却下というようなことで退けられてしまうことが多いですね。この監査請求制度という制度の下では、なかなかそういう制度の限界みたいなものがあるって、主にその不当性みたいなところがうまく、こちらが投げてそちらが何か改善するといったような、そういうループがつくりにくいのかもしれません。却下であり、棄却であり、勧告だといったような、その3段階の仕組みですから、そういったようなもののどれに当てはめるんだと。そのどれにも当てはまらないその中間もあるだろうみたいな感じを私は持つんですけど、なかなか声が届かないといったような、そういうもどかしさがあるんですね。

その声が届かないという却下される理由としてですね、主には大体2つのそういう却下ツールといいますか、私から言わせると、却下をするために用意されていたんじゃないかと思われるような事柄が2つございます。一つは、財政の問題。そういう財政行為にかかわらないという、財政行為に当たるといったような、そういう事柄に該当しないんだといったような事柄で却下されること。財務会計上の行為ということでよくやりますね。ですから、それが一つ。あともう一つは、相当な確からしさに起こり得るとは限らないと、こういったようなこと。例えば至近の例で言いますと、カジノの例ですね。山下ふ頭で行われるとは相当な確からしさに言えないなんていう理由が持ち出されて、カジノに関するそういう請求が却下されるといった例もありました。そういうことなんかは、私、一体全体、え？これほど山下ふ頭につくるとほぼほぼ決まっているんじゃないかと思うような事柄が、相当な確からしさを持って山下ふ頭で行われるとは言えないなんて、どこからそんなことが言えるんだというふうに、非常に疑心に思うわけです。ですから、この2つの財務会計上の行為ということ。こちらが非常に数としては多いですね。それは、あたかも会計不審みたいなものがあるって、何か横領したとかですね、何か本当に会計上の不正をしてしまったみたいな、本当にそういったような事柄でもしない限り、確実にそれに何か当たらないのかというぐらいに、非常にそれを盾にですね、やっぱり却下されるということが多いです。

一つ例を言うとですね、今年の5月に却下された例ですけどね、居住促進を進めるために動画をつくってウェブ上に公開するといった例があったんですけど、その動画の発注を吉本興業に発注しています。その内容、居住促進動画の内容を私も見ましたが、本当に吉本の芸人が出てきて、民放でもよく、こういうテレビ番組、見たことあるなといったような感じの、どこか街に出かけて行って、例えば商店街に出かけて行って何だかんだと、横浜にはこんな店も、こんな商店街もあるよといったようなものを見せたり、有名なサッカー選手とゴールキックの蹴り合いをやったりですね、これはとても、一般の娯楽番組としてテレビ

で見るならいいですよ。ですけど、これが横浜市のそういった居住促進をするための動画なのかと。本当に初め見て、何か嘘じゃないかと私は思ったぐらいです。

ですからね、そういうものが、財務会計上の行為に当たりませんから却下しますよというように却下されたわけですね。技術的に、法的に、この監査請求制度のある種、地方自治法から来る法的な下で厳密なことを言ってますね、これは財務会計上の行為に当たる当たらないといったような、そういう判断は技術的にはあるのかもしれませんが。ですけど、私はそういった技術を超えて、もしくは法的な部分を超えて、これはあまりにもおかしいだろうと、そういうのが一般庶民の感覚だと思いますし、少なくとも私は大変、こんなものを作って居住促進、何をやっているんだというふうに怒りました。ですけど、そういったような、それが財務会計上の行為と言われて却下されて、問題は全くありませんというふうにされちゃうと、何かそういったことをせっかく提起したのに、全くそういうことが今後も起こるんだろうなというふうに思うと、とても残念です。

ですから、そういったようなものは何らかの形でね、却下はしなくて、監査はとにかく行っていただいて、その後の棄却になるのか勧告になるのか分かりませんが、何らかのインプットを市の中に入れていただいて、それが制度的にそういうのがあるかどうか分かりませんが、勧告という正式な形で当該部署に対しての指導するというだけでなく、通達でも何でもいいですよ、これはあなた、行き過ぎているというより、目的をはき違えていますと。こういう事柄であって、そういう居住の促進を推進できるという考えはいかがなものかと、もう少し検討したほうがいいですよと、もう少し同じ目的を達成するためにも、もう少し動画というのであれば別のものを用意されたほうがより効果的ではなかったかみたいなね、そういうような通達でも、名前はどうでもいいんですけどね、そういうものがつくった部署にフィードバックされてこそ、監査じゃないかなというふうに思うんですね。ですから、ちゃんと法的に元を取って、これは却下です、棄却です、勧告ですといったような、非常に堅い文書で出てきますけど、そういう、我々は勧告を勝ち取ったというんじゃないで、やっている目的としては、市に少しは考えて、市民としてはこういうようなおかしさを感じているので、そこを是正してほしいというような事柄を願って我々はこういう形で訴えているわけです。

監査委員は、ですから、その部分について、財務会計上の行為という事柄については、非常に無駄であると。行政の裁量があることは私も認めます。全てについて、これは私は気に入らないと言って何か文句を言っても仕方がないというのはあるでしょう。ですけど、その裁量があまりにも行き過ぎていて、これは何か是正されなくてはまずいだろうと。それは、市のためにもまずいだろうというような、そういう信頼性みたいな、何やってんだと、あの市はちょっとおかしいことをたまにやるよと。みたいなことで思われたら、それは市の大きな損失ですよ。我々はこういった市民の運動という形で、いろいろな運動家はいます。やっつけてやろうと思っている人間もいるかもしれませんが。少なくとも私はですね、やっぱり何か言ったことに対して何らかのフィードバックがされて、少しでも半歩でもいいですから市が改善してほしいと。そういうことをなるべくなくしてほしいとか。

行政監査ということに関して言うと、地方自治法 199 条云々というのはありますけど、監査委員が必要と認めるとき、行うことができるもので、市の事務の執行を対象として、経済性、効率性、有効性といった観点から実施するものです。ですから、委員がその気になればできると書いてあるし、その気になればしないこともできるわけですね、逆に言うと。ですから、するしないというのは、全く委員の、改善をするかと。この請求を受けて法的にかなっているかなっていないということは当然、ある種素人が書きますからね、そういうことはあると思います。前回の吉本のこともかなり、言ったことに対する言葉の揚げ足取りみたいな形の理由が随分書かれていました。ですから、そういう請求人側の文言の至らない点というのはあるかもしれませんが、でも、ここは何か違うんじゃないかというその本質ですね、そこは絶対間違っていないと思います。ですから、そういったような、それが単純に却下された理由もなかったというんでは、これは本当にお先真つ暗みたいなの、こんなことが是正されなくては、何がほかに是正されるんだというふうなぐらいに私は少し憤りました。

話をちょっと進めます。そういったような監査請求制度というものを、ですから、ぜひ監査委員の皆さんには、その本質のメッセージですね、私どもが出している本質的なメッセージをぜひ酌み取っていただいて、それを市政に反映するような仕組みが今ないというのであればつくっていただいてもいいところかもしれません。所管部署に対して通達みたいなね。最低、メモでも何でもいいですよ。とにかく注意をすると。アラームを立てるといったような事柄を、監査というんですから、そうしてほしいなというふうに思います。

話が長くなっちゃうとあれですから、じゃあその本題というか、そちらの問題のほうに入っていきます。私は特別、証拠とか云々は出しておりませんが、全て一般のマスコミ報道、新聞等の報道によって得られた事実を基に、全て訴えております。ここの若干の数字みたいな、延べの参加させた人数が 400 人弱から 500 人強ぐらいまで幅はありますが、あまりそれは本質的な話ではなくて、とにかく裁判の傍聴を一般人にさせないがために職員を、教育委員会関連の職員でもって傍聴席を埋めたということで、一般傍聴権を奪ったということで非常に罪深いと。今回、その動員に関しては、交通費なり出張旅費なり、そういったようなものを支給していると。ですから、本来業務でないものに対して支出したわけですから、それは公金の違法支出ということは、非常に確からしく成立するんじゃないかと思います。

それで、問題の本質はですね、私は、確かにお金も無駄に使われていたことは、それはよくないことだと思います。でもね、事の本質というか、それはどういうことかというのと、そういう教員が性加害者になった裁判に対して、そういう違法だというふうに知っていたか知っていないかは知りませんが、そういう動員をかけて傍聴席を占拠しちゃうだなんて、まずどうしてそういう、そんな考え方が何か、私なんかびっくりしちゃいますね。そういうことを、何か暴力関係の人とかいうんであればあれですけど、一般市民でもあまりそういうこと考えませんが、ましてや公のね、市、官たる者がそういったようなことをしでかすということは非常に大きな問題ですし、それができてしまうという現体制ですね、そういったことも非常に由々しき問題だと思います。実際の性加害を受けた被害者にとっては、被害そのものが 100%心に傷が残って一生背負っていくような、そういう重大事件かもしれません

が、社会的に見ると、今回こういった形で動員して一般傍聴を阻止したということは、社会的な影響からすれば、はるかにこちらのほうが大きな問題です。ましてや、罪を犯した教員はもちろん自身も反省するとともに、その関係する教育委員会ははじめ教育行政に携わる人、そういう人も当然そういう自分の身内からそういった犯罪者を出してしまったということでは反省すべきだと思うんですね。ですけどね、私もこの中に書いてありますけど、どうもその教員が性犯罪を犯したということが自分事になっていないんじゃないかと。教育委員会の中でですね。あいつが悪い、あの教師がやっちゃったよと。しょうがないよねと。みたいな、そういう人ごとのな感覚を非常に思います。ですからね、ああ自分の身内からそんな者を出しちゃったと、もう俺は辞めなくちゃいけないかなぐらいを普通なら偉い人は思うんじゃないかと思うんですよ。だから、そういった自分事じゃないんですね。あくまで同じ組織の中にはいるけど、その教員Aが悪いんだと。例えば、何とか見せないようにかばってやろうみたいな。そここのところが反省というかを生まない最大の理由なんではないのかなというふうに思うんです。

ちょっと脱線しちゃいましたが、公金の不正処理に関して私がそこにも書いてありますように、私も法律の専門家ではございませんのでいろいろ調べましたところ、地方公務員法35条、職務という、本来業務ですね、本来業務に専念する義務があると。33条なんかはもろですけど、信用失墜行為の禁止と。横浜市の服務規程、これには、不当要求に対応しちゃいかんと。これは私は全然知りませんでした、これ、このことを調べるまで。初めは、ですから、指示されて出席された参加者は、指示されて出たんだから、そこで断ったらどんな仕打ちを受けるか分からないみたいな、そういうリスクを背負いながら断ることが果たして現実的にできるのかなというふうに思って、勘弁してあげてもいいかなぐらいの気持ちでいたんです。ですけど、これを読むと、そういう不正行為に対して、それにええちやいかんというふうに、横浜市の服務規程には立派に書いてあるんですよ。これは、規程は立派だと思います、私は。ただね、それはそうは言っても、そういった上司から、おまえじゃあ行ってこいと言われて、いや、それはちょっと法に触れますんで私はできませんと、そんなことが言えるかということを考えると、規程は規程としてあったとしても、それが実を成すような何か手当てが必要なんではないのかなというふうに思います。

それで、交通費とか出張費が幾らか知りませんが、そんなに多額な大きな額ではないとは思いますが、この場でそういう制裁を受けて、授業料を払って、こういうことが悪かったんだということを、それぞれ各自が返納するという形でその胸に刻むといいますかね、そういう悪いことをしちやいかんのだということを刻む意味で、そのペナルティーとして返納するということには非常に意義があると思います。指示した人には減給とかも書きましたけれども、これも私がこのぐらいというふうに書いてただけであって、本当に処分がどの程度がいかを知っているのは、当事者である教育委員会のほうですよ。どういう処分がされれば一番こういう再発防止に効果的であるかというのは、御自身が一番よく知っているんじゃないですか。別に我々が辞めろだとか、減給しろとか、返納しろとか何とかいろいろ言いますが、御自身でそういった再生を図るために必要なそういうペナルティーみたいなもの

を自分自身で課すというのが本来のことだと思います。ですから、そういった形で違法性というものは非常に確固たるものがありますので。

それから、1つだけ書き忘れていました。監査請求における質問にはお答えいただけないということですが、疑問だけちょっと1つ出しておきます。もし仮に今回こういった公金の支出、交通費とか出張費が支給されていなかったと、自費で行っておりましたと、だった場合、この監査請求は通ったのかどうかということ。これを、もちろん今お答えになれないかもしれませんが、後でもいいですから分かったら教えていただきたい。憲法違反であつても財務会計上の行為ではありませんので却下しますというようなことなのかどうかということですね。お願いします。

最後に、一番重要な、私はちょっと厳しく、失礼とは思いましたが、「教育行政を執行する資格のない不道德な横浜市教育委員会」と。そういうタイトルをつけさせてもらいました。これに反論はあるかもしれませんが、私から言わせると、こういうようなことを言わざるを得ないというふうに思います。先ほども言いましたように、教員が性犯罪を犯したということを上塗りして行うその犯罪行為、今回のような動員をかけてのそういう犯罪というのはね、罪の次元としては、より1次元高い次元の犯罪だと思います。そのように思いませんか。一つの行った罪があるならば、それはやっぱり真摯に反省して組織内で、その当事者だけではなくて組織としても、教育長以下全員、そういう事案が発生してしまったと。これはいじめで自殺したといったような事案が以前ありますけども、そういうときだって同じことだと思いますよ。ですから、そういった、それを反省して、そうすれば、まさかそんな裁判の裁判席を傍聴動員してみんな一般のを閉め出しちゃうなんてことはしないと思うんですけどね。どうしてそういう発想が出てくるのかという。その発想の中には、かなり根深い問題があるんであろうと。そういういろいろ過去にも、別に今回がこういう、この手の不祥事が初めてではないと思いますが、そういう体質とでもいいいますかね、そういったことを長年にわたってずっと続けてやってきたと。その中にいる組織の人間もそういうものを見てきて、見てきたりやらされたりしながら、どんどん一般市民が思う倫理というか、そういう倫理もどんどん失われていって、ああ、またじゃああれでやっとうるかみたいな、動員でじゃあやっとうきますみたいな、みんな何かそんなふうに残りちゃうんじゃないかというふうに想像しちゃうぐらいに私は非常に思っています。ですから、動員はしませんだなんて、あの記者会見の場で動員はしませんというようなことを、それはしないのは当たり前なんですけど、あの動員はしませんと言っている文言の口調が、とてもこれを深刻に受け止めているとは考えられないぐらいな様子で語っていたもんですから、これはもう本当に直ぐとか、もう本当に総入れ替えぐらいしてもらいたいぐらいの気持ちなんですけど、よほどのギアをチェンジしていただかないと、本当に教育行政というのを任せて、将来、少ない貴重な子どもというものを教育していけるんだろうかと。嘘ついたら駄目だよと、子どもに教えられますか。嘘ついたら、知っている人に言わないように言ってね、言ったらいじめるよって言いなさいよみたいな、そんな教育になってしまいますよね。ですから、非常にこれは深刻な問題であるということ、次元の高い悪質な行為であるということ、これを十分認識していただけたらいい

と思います。それに応じて抜本的な対策としていったほうがいいと思うんですね。あと、時間があれです。

あと、言い訳といいますか、実は被害者の支援団体から頼まれた云々の話がありましたね。私はその出されたという文書を見ましたが、信じておりません。そこにちょっと、請求書のほうに一部そうやって書きました、いろいろ理由は書いています。でも、一番疑っているのは、あの支援者からの文書というものを見たときに何となく違和感があって、うさんくさい文書だなというふうに正直思いました。なぜかという、あそこには傍聴を占拠するための具体的な方策があれやこれやというふうに指示されているんですよ。被害者を守りたいと思う気持ちは、それは支援者なりとも、それは私だって別に持っていないわけではないですよ。ですから、その守りたいという事柄を伝える文書の中に、占拠の仕方の手順を、イロハを書くような団体がいますか。そこからして、そういう教育委員会事務局幹部が、私はねつ造したのではないかと。これは別に根拠がありませんから断定はしませんけどね、私の心の中では、ああいうものは、あんな文章は、一般の支援団体は出さないだろうなど。ねつ造したというふうに心の中では思っております。

それで、そこにも書きましたが、幾ら被害者を守るといっても、今、司法制度のことで裁判所も通達を出したり、いろいろ被害者を守るという意味においては非常に配慮を、今、していますよね。法的にも配慮されてきています。ですから、そういうところに相談するというのが、被害者を守るのであればそれが筋であって、自分たちの職員で占拠しちゃうだなんて、よくもまあそんなことを考えたもんだと。そんなことをしたというのは、とても恥じるべきことだと思いますよ。占拠したとかね。ましてや、公金を使ったというのがもう吹っ飛んじゃうぐらいに、その大本となるそういう占拠するという、その卑劣なというか、非常に卑怯な心そのもの自体が断罪されるべきだと私は思います。私が怒っているのはその部分です。そういうことをさせる、大本となる心根はどんなもんなんだろうかと。そういう心根で子どもに接して、実際教えているわけではないとは思いますが、そういった教育行政のトップに幹部として君臨して、果たしてそういう末端というか、逆に末端の先生の頑張りで何とかなっているというぐらいな感じではないのかと。ですから、幹部が幹部たる責務を果たしていないどころか、逆にこういう教育行政の信頼を揺るがしていると言わざるを得ないと思います。

その手紙の、支援団体の信憑性云々の話ですけど、全てそのかかった4遍というのは、4裁判というのは、全て教職員が加害者である裁判だけしかやっていないと。一般人が、生徒がそういった性加害を与えた事案においては、そういった動員をかけていないということも、それはたまたま偶然ですとおっしゃるのかもしれませんが、あまりにもそれはもう、教員を守るといいますかね。でも、その守るといえるのは、そんな小手先で見せないことが果たして守ることに通じるのかとか、ましてや、その犯罪者、被告を守ることになるのかと私は言いたいんですよ。そういったものを犯したのは、死刑にしろとは言いませんけど、やっぱりそれなりの罪を受けて、先ほどのペナルティーの交通費を自腹で払えと言ったものと基本的には同じですけど、それなりのペナルティーを与えて再生を望むわけですよ。ですから、

逆に言うと、加害者の教員の再生の道をも絶ったとも言えるんですよ。

だから、我々は傍聴する権利がありますし、もう一つ私が言いたいのは、加害者が裁判にさらされる義務というものを果たしていただきたい。事実認定がもちろん済んでいるでしょうから、やったことは間違いないんだとなれば、それなりにやっぱり公判に、一般人の目に、そういったものをさらされるべきですよ。それが一種の、彼か彼女が知りませんが、そういった反省を促す、もしくは生まれ変わるチャンスを与えるということなんだと思うんですけど、そこをそういうふうに一般傍聴に見せなくするから彼を守っているというのは、これは違って、彼をスポイルすると。よりスポイルして立ち直らせなくさせているという、まさに教育の原理からしても真反対なことをしているんじゃないかと私は思います。ですから、悪いことをしたら、それは罰せられるべきなんですよ。こんなことで一般人の傍聴から守っているつもりかもしれないですけど、全然誰も守っていない。守っているとすれば、その事務局の幹部ですとか、教育長も含めて教育委員会、そういったような幹部だけがそういうことがあってほしくない希望をかなえるという意味では守っているのかもしれませんが、でも、教育の行政たるや方針なり指針なり信頼なり、こういったようなものをこれだけ傷つけておいて、そんな幹部だけが守られてどうするんですか。

まあ、そういうことで、非常に私は疑義がありますし、被害者を守るためだからというのが言い訳に使われていますよね。別にこれは言い訳しようとしまいと違法であることは間違いないですけど、言い訳というのはある種、情状酌量的な、量刑を低くしてくださいとお願いしているのだと思いますけどね、そんなことは別に、量刑を下げることなんかじゃなくて、自分で決めてくださいよ、そんなことは。自分が一番よく分かるんだから。それで何かこういった、もしね、万が一この文書がねつ造だったら、それこそまたさらに次元の高い悪質な行為ということになりますよ。まあ、こういうことまでする教育委員会ですから、私としてはそういったことも十分あり得るのかな、残念ながらね、というふうに思います。

ですから、最近の、ここだけではありませんけど全国的にそういった隠蔽とかですね、隠蔽とか改ざんとか、はたまた行くとねつ造まで行くわけです。こういう不正を隠すため、こういった見せたくないことを隠すために、世の中の、特に政治関係が多いですけど、隠蔽、改ざん、ねつ造といったような、そういうランクまでいろいろ話が進んで、行く行くは不起訴になれば罪を犯してもいいだろうみたいな、そこまで行ってしまっているのが今、現状だと思います。ですからね、教育なんていうのはもうちょっと上位の話であって、そんな法律すれすれとか、法律を守っているんだからいいんだという、そういうレベルの話ではないですよ。もう少し形而上学的な、もうちょっと倫理も高く、ああ、先生は立派だなとか、あの教育長、なかなかしっかりしていて、ああいう教育長がいれば、先生への指導とかそういったことも任せられるねというようなぐらいになってくれればいいんですけど、今のこういう状態、こういうことをしている状態の教育委員会を見るとですね、とてもとても、私は幸い子どもを預けておりませんが、預けている父兄が知ったら非常に心配になるんだろうなというふうに思います。

最後に、こういった事柄を第三者委員会ですか、弁護士から成る第三者委員会に諮って、

結論はまだ出ていないようですが、私が言いたいのは、まず教育委員会自らがそういった総括みたいなのを、第三者に投げる前に自身が自身の言葉でつづってくださいよ。一番よく知っているのはご自身だと思うんですよ。ですから、第三者委員、弁護士が一生懸命聞き取りみたいなことをするかもしれませんが、一番知っているのはご自身なわけじゃないですか。それなのに第三者委員会、弁護士から成る第三者委員会というのは、いじめ事件のときにも出てきましたけれども、第三者委員会っていうと聞こえはいいんですね。何かとても客観性が保たれているような響きがします。ですけど、その雇った弁護士は誰ですか。教育委員会が雇っているんじゃないですか。言ってみれば市が雇っているんじゃないですか。弁護士はあったことをなかったとは、それは弁護士はさすがに弁護するという目的でも弁護士法からいってもそんなことは言えないと思うんですけど、弁護士があり得るのは、あったことに対して触れないということは、弁護士法上も合法なんですよ。ですから、この点は、あったことは知っていても黙っておこうというようなことで、当然そういった加味をして、あたかもそれを、客観性を、言葉は悪いですけど装った報告書みたいなものが出てくるんじゃないかと、私は非常に心配しています。やっぱり雇われていて、お金も市から払われている弁護士ですよ。市の意向とは全く関係なく公正・中立にどんどん断罪しますというようなことは書けないですよ。別に断罪することが目的ではないですけど、より反省を生むであろうようなこと、事柄に通じていなければ、ここの部分を軽くしていこうとか、重くしていこうとかって、そんな話ではないんですよ。もう事は公知のことで、分かっていることだけですら非常に重罪なわけなんで、そこで多少、弁護士が少し柔らかくとか、ここは触れないでとかいろいろやったところであまり本質的には変わらないですし、一番御存じの教育委員会が自ら起こして、それに対して弁護士、第三者委員会に読んでもらって、批判的な目を見ていただいて、それで最終版をつくるというなら分かりますけど、丸投げで第三者委員会に投げるといえるのは何か、客観性をそこで担保しますから我々はそれでいいですよみたいな、そこはやり方が間違っていると思います。まずは自身の言葉で、私も書いてあるように、教育長、直接、新任で関わっていなかったかもしれませんがね、教育長とか教育委員会が自らの言葉で声明なり何なりをね、こういうことを起こしてしまったと、申し訳ございませんと。ただ、こういうことをして抜本的に生まれ変わるというようなことを信じてもらえるような処分なり対策なりをこれこれこのようにしましたとか、いつまでに発表しますとか、そういったようなもので、足りていない。私から言わせると、足りていないのは、覚悟が足りていない。[]さんの言葉ではないですけど、政治家に足りていないものは、覚悟が足りていないと言っていましたね。覚悟とかね、私がさらに付け加えると、往生際が悪いと。往生際というのは、別に亡くなるときばかりではなく、ある種こういったことが起きたときにどう振る舞うかといったような、身の処し方のある種の美学ですけど、そういった形で、とても嘘らしい言い訳みたいなことで何とか逃げ切ったと思っていたら、とんでもない間違いですよ。それと引き換えにどれだけ信頼を失っているものか、それ以上のものを失っているかということをよくよく考えてください。

私の理想としては、こういった市民活動をしなくても、安心して市民が任せられるという

のが理想です。ですから、何とかこういったことを止めさせていただきたいというのが私の本当の希望なんですけど、何か今の状態だと、とてもとても止められるような感じがしないというのがとても残念ですよね。ですから、これから出てくるだろう委員会の報告というの、何となくそれらしくマイルドに書かれるようなことがあるのかもしれませんが、今まで申し上げたとおり、事の重大性というようなものを深く認識して、教職員に対する懲罰処分にだって書いてあるんですよ、ちゃんと。深く反省すれば、そういった量刑を軽減するみたいなことは書いてあるじゃないですか、自分自身でつくった「横浜市立学校教育公務員の懲戒処分に関する指針」と。私がこれにも書きましたけど、全て重加算みたいな状態ですよ。

今回、マスコミ云々が大批判もされておりますけど、共同通信さんですね、あと、東京新聞さんの記者さんが、尾行までしてここまで暴いていただいたと。非常に市民としてもありがたいですし、市としてもとてもありがたいことだと思いますよ、それは。そういったような地道なマスコミの追跡とか報道がなければ、このことは知らされないで、また延々と何年も続けられていたであろうことは間違いないと思います。ですから、マスコミ、かなり体制に寄ってしまって、本来の政権監視みたいなものが行われないうという批判がかなり今、強いんですけど、中にはこういったような本当の意味のマスコミという方もいらっしゃるわけですね。そういったような機会を得たんですから、この機会をぜひ生かしていただいて、ここを何とか通り過ぎるとか、うやむやにするとか、弁護士の先生にいろいろ知恵を絞っていただいて何か丸く収めるとかみたいなことではなくて、それこそ膿を出すと言うと非常に平凡ですけどね、まさにそういうことなんです。これほど腐っているといいですかね、そういう卑怯な、私は卑怯というのがとても嫌いなんです。その卑怯な心根みたいなものをどうしたら、これだけ長く続いてきた、それが体質という問題だと思いますけど、長く続いてきてしみついていると。そういう罪の意識が非常に軽減化され、あまり感じないというような組織になっていて、私なんかと同じような感じでこの罪の重さを感じることはできないかもしれませんが、こういう一市民がここまで言っているんだというようなことをぜひ留めていただきまして、生まれ変わる覚悟ですね、を示して信頼回復のスタートをしてください。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○酒井代表監査委員 よろしいでしょうか。それでは、監査委員の質疑に移ります。各委員から何か質問等ございますでしょうか。（質問なし）

特にございませんでしょうか。特にないようなので、以上で請求人の陳述の聴取を終わります。請求人の方は、立会人席へ移動をお願いします。

○請求人 はい。ありがとうございました。

○酒井代表監査委員 また、関係職員は陳述人席へ移動してください。

〔席移動〕

○酒井代表監査委員 続きまして、関係職員の陳述の聴取を行います。関係職員は所属、補職名及び氏名を述べた上で、本件監査請求に関する見解を簡潔明瞭に陳述してください。それでは陳述を始めてください。

○村上陳述人 教育委員会事務局教職員人事部長の村上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○片山陳述人 教職員人事課長の片山です。よろしくお願いいたします。

○村上陳述人 私どもの見解書でございますが、1つ目として結論としまして、当該事案につきましては、現在3人の弁護士による検証が行われてございます。その検証内容には、法的な課題や公務の位置づけの可否等も含まれておりまして、その結果を踏まえて、適切な対応を行ってまいります。

2つ目として、今般の出張に係る旅費の支給についてでございます。職員の旅費に関しては、横浜市旅費条例第1条で「本市職員その他の者で、公務のため旅行するときは、別に定めるもののほか、この条例の定めるところにより、旅費を支給する」とされてございまして、5条で鉄道賃は鉄道又は軌道旅行に支給するとなっております。また、会計年度任用職員に関しましては、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例11条に基づきまして「会計年度任用職員が公務のために旅行したときは、フルタイム会計年度任用職員に対しては旅費を、パートタイム会計年度任用職員に対しては旅行に係る費用弁償を支給する」とされてございます。また、この費用弁償につきましては、旅費条例の例により支給するとされてございます。出張の手續につきましては、横浜市職員出張及び旅費支給規程第2条によりまして「職員は出張を必要とするときは次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる命令書、命令簿又は出張を命ずる決裁文書に出張先、出張する具体的理由又は出張用件、出張帰着月日等を記入して、決裁を受けなければならない」とされてございまして、市内出張のときは、市内出張命令簿の記入・決裁が必要となっております。旅費の請求については、旅費支給規程第4条で「出張に係る旅費の支給を受けようとする職員は、第1号の区分に従い、当該各号に掲げる請求書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない」とされてございまして、市内出張のときは、市内出張旅費請求書に必要な書類を添えて、市長への提出が必要となります。なお、教育委員会事務局においては、横浜市教育委員会事務局等専決規程第7条で職員の市内出張に関する事は課長共通専決事項となっております、課長決裁として手續をいたします。

3点目としまして、本件における旅費の支給についてでございますが、本市教員による児童生徒に対するわいせつ事案の公判について、児童生徒に関するプライバシー情報への配慮を目的として、傍聴席を埋めるために、教育委員会事務局職員に傍聴の呼びかけを行ってございました。平成31年4月に、被害者側を支援する団体——NPO法人でございますが——から公判の傍聴の要請を受け、教育長に説明の上、学校教育事務所から関係部署に公判傍聴の協力依頼文を発出し、傍聴の呼びかけを行ってございました。令和5年、6年において、学校教育事務所から関係部署に公判傍聴の協力依頼文を発出し、公判4案件（計11回）において、延べ約400人が傍聴のため裁判所に行きました。当該傍聴に係る出張は公務として取り扱われ、当該出張に係る請求された旅費が支給されてございます。

4つ目としまして、旅費の支給の適否についてでございます。当該事案につきましては、教育委員会から神奈川県弁護士会に推薦依頼を行いまして、6月12日に3人の弁護士が決定

し、現在、検証を進めてございます。現在、弁護士によるヒアリング等、丁寧かつ慎重に検証を進めておりまして、7月中には検証を終える予定でございます。その検証内容には、法令遵守の立場から見た公判傍聴への組織的な対応に関する法的な課題や、動員による公判傍聴と出張旅費支出における公務の位置づけの可否等も含まれていることから、その結果を踏まえて適切な対応を行っていきたいと考えてございます。以上でございます。

○酒井代表監査委員 よろしいですか。それでは、監査委員からの質疑に移ります。各委員から何か御意見等ございますでしょうか。

○前田監査委員 監査委員の前田から伺います。今、見解書を頂きまして、まず、1番の結論について、いわゆる3人の弁護士による検証が行われていて、4番のところを見ますと、7月中には検証を終える予定だと。その後に適切な対応をされるということですか。

○村上陳述人 あの……

○前田監査委員 それまではしないということですか。

○村上陳述人 今、検証をお願いしてございますので、その検証の結果の内容を踏まえて対応していきたいと考えてございます。

○前田監査委員 ということは、適切な対応が始まるのは8月になりますか。

○村上陳述人 7月中ということでございますので、それはすみません、進捗状況によると考えてございます。明確に今の時点でいつまでに検証を終えるということは、ちょっと今、正直、定かではございませんが、その検証結果が出次第、私どもとしては適切な対応をしていきたいと考えてございます。

○前田監査委員 御存じのとおり、住民監査請求というのは、受理した日から60日以内に判断しなきゃいけないんですね。これは6月3日に出されていますから、基本的には7月中にはこちら判断せざるを得ない。だから、それまでにそちらで適切な対応があるかどうかというのが判断で重要な要素になるんですが、それまでに出る見込み、逆にいつ頃出ますか。それが言えないなら言えないで結構です。

○村上陳述人 そうですね、申し訳ございません、現時点ではとにかく7月中に検証を終えるという予定で今、進めているところでございます。

○前田監査委員 先ほど請求人も言われましたように、他方ではこれ、内部調査ですから、こちらの監査委員とは全く別の話で、監査委員としては独自に判断させていただきますが、適切な対応がなければならないということで判断せざるを得ないということだけは十分御認識ください。

それで、今回のその目的ですね。傍聴の目的が、被害児童に関するプライバシー情報への配慮、具体的にどういうことですか。

○村上陳述人 事案の内容において、被害児童の特定につながることを懸念しまして帯同したということで、二次被害を含めて対応したという趣旨でございます。

○前田監査委員 7月2日付、つまり昨日、回答書がそちらから、教育委員会事務局から出ましたが、これによると、被害児童生徒の特定につながる情報、これを重視されているということですか。これが公開の法廷で明らかにされては困ると。そういう趣旨ですか。

○村上陳述人 それは二次被害も含めてですね、対応でございます。

○前田監査委員 刑事訴訟法ってお読みになったことがありますか。

○村上陳述人 全てではございませんが、はい。

○前田監査委員 刑事訴訟法 290 条の 2 って読んだことがありますか。

○村上陳述人 ちょっと記憶にございません。

○前田監査委員 ここにはですね、裁判所は、公開の法廷において、被害者の特定事項、すなわち氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項、これについては、原則として明らかにしないような処理をすることができるという規定であって、實際上、今の裁判所は秘匿しています。先ほど言われた、被害児童生徒の特定につながる情報は、通常、公判廷において明らかになることはありません。傍聴されたのであれば、起訴状朗読からお聞きになっていましたか、傍聴は。

○村上陳述人 いや、ちょっと私は、すみません、傍聴して……

○前田監査委員 いや、だって、傍聴されたんだから、裁判のいつの時点から傍聴されましたか。

○村上陳述人 傍聴の対象は初日からということです。

○前田監査委員 そうですね。そうすると、起訴状が読まれますよね。起訴状朗読って手続が絶対あります、第 1 回公判期日において。そのときに、被害者児童の名前は呼ばれましたか、呼ばれませんでしたか。

○片山陳述人 それは呼ばれていなかったという報告は受けています。

○前田監査委員 いないですね。その後、証拠調べ手続が行われます。そのときに、被害児童を特定するような情報が公開の法廷で明らかになったことはありますか。

○村上陳述人 明確にその視点で公開になったかどうかという確認はしていません。

○前田監査委員 いや、だって、傍聴されていたんですよ。しかも、11 回で 400 人近いということは 1 回当たり 30 人以上の人が傍聴されていて、その点、聞いたことないんですか。いやあ、法廷で被害者児童、これじゃ分かつちゃうよと、そういうような裁判の進行はされていたんですか、されていなかったんですか、どちらですか。

○片山陳述人 基本的には、報告の中では、何にしろ配慮はされていたというところですよ。ね。

○前田監査委員 つまり、被害児童を特定する情報が公判廷の中で明らかにされたことはないんですよ。いや、それは、それはね、供述記録を取ればすぐ分かりますよ。裁判所は決定するんです必ず、秘匿するかどうかを。決定するという文言が調書の中にあつたら、そのとおりのはずです。だって 40 人もいたら聞いているじゃないですか。傍聴は何していたんですか。何を聞いていたんですか。教えてください。一番大事なことを答えられないということは、何を聞いていたんですか。

○片山陳述人 すみません、ちょっと今、持ち合わせてはいないんですが、記録は……

○前田監査委員 ここで教えてください。持ち合わせじゃないです。十分な準備の時間を与えている。弁護士の調査ももう既に始まっている、6 月から。もう 1 か月近くたって、なぜ

それが答えられないんですか。

○村上陳述人 ……（無言）

○前田監査委員 言ってください。理由を言ってください。

○村上陳述人 今、その傍聴に行っていたときの状況につきまして、どこまでかはありますけども、現在、弁護士のほうで調査中という状況でございますので、ちょっとすみません、本日はちょっと御報告できるような状況ではございません。

○前田監査委員 報告できないということは、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされたということについてはお答えできないということですか、この場で。イエスかノーかですよ。どちらですか。

○村上陳述人 明らかにされた……。

○前田監査委員 いや、だって、それが目的で傍聴したんじゃないんですか。それが法廷で公開されなかったら、傍聴の必要性なかったんじゃないですか。傍聴した中の内容、あなた方はお聞きになっていないんですか。どんな裁判が行われたか。そうじゃなければ、業務を執行していないことになりませんか。業務として傍聴されたなら、どんな内容で裁判が進められたか、裁判官が公開についてどういうことをしたか、それについて報告が上がってきているんですか、ないんですか。ないんだったら、それは傍聴したことにならないでしょ、業務として。どうなんですか。イエスかノーかで答えてください。

○村上陳述人 現時点で私どもとしては、どういう内容だったかということについては、まだ把握というか、情報としては持ってございません。

○前田監査委員 それから、回答書の中にあるんですけれども、昨日付の回答書の2ページ目の（5）、ちょっと傍聴人の方はよく分からないと思うのでそこを読み上げますけど、本件職員動員と動員された職員の本来業務との関連の有無について、回答として、本市教職員に係る公判については、事案の経過の記録等のため、人事担当部門において本来業務として傍聴しています。何人傍聴したんですか、人事担当部門が。だって傍聴しているって言うんだから、何人か傍聴しているんですよね。何人ですか。1人ですか、2人ですか、3人ですか。

○村上陳述人 そこも何人、最終的にそういった形で本来業務として傍聴したのかということの整理を今、させていただいてございます。

○前田監査委員 本来業務として傍聴する場合、何人いれば十分だと思いますか。

○村上陳述人 最低、複数は必要かなと思っております。

○前田監査委員 2、3人でいいんじゃないですか。そうすると、そのほかの傍聴席を埋めるほどの職員の傍聴ってなぜ必要なんですか。

○村上陳述人 それが今回の事案だと思ってございます。

○前田監査委員 いや、だから、なぜ必要ですかって質問に答えてください。2、3人、人事担当部門の人が業務として傍聴されていると。そのほかに30人近い人が呼びかけに応じて傍聴した。それがどうして業務として正当と言えるんですか。理由を述べてください。

○村上陳述人 私どもとしては、御指摘ございますけれども、被害児童生徒の正しい保護と

いう観点から、教育委員会事務局職員として対応したと考えてございますが、それについては弁護士による検証をしていただくということで、現在、進めているところでございます。

○前田監査委員 監査委員にお答えされないという意味ですか。弁護士の検証を待つじゃ駄目ですよ。こちらはこちらで判断しますから。監査委員に対して事務局が答えないという意味、重いですよ。監査委員、そのぐらいの権限ありますよ。答えないつもりですか。

○村上陳述人 教育委員会事務局職員として対応したというふうに考えてございますけれども、その評価についてはですね、弁護士……

○前田監査委員 評価を聞いていません。理由を聞いています。理由を述べてください。監査委員に答えないってことですか。重いですよ、これ。地方自治法を見てくださいよ。監査委員の監査に、任意に応じないということですか。はっきり理由を言ってください。なぜ30人も傍聴が必要だったか。

○村上陳述人 繰り返しになりますけれども、私どもとしては、被害児童生徒のプライバシーを保護したいということで傍聴を呼びかけ、裁判所に出向いたということだと考えてございます。

○前田監査委員 分かりました。それで、約400人近い職員が傍聴されたということですけど、その人たちが誰で、その人たちに交通費を幾ら払って、その人たちに給料を幾ら払った、その資料はまとめられていますか。

○村上陳述人 現在、まとめているところでございます。

○前田監査委員 いや、まとめているところはいいんですけど、住民監査請求で何を言われているかという、参加した職員に対してね、交通費だ、手当だ、返せと言われている以上、誰に幾ら渡って、それを明らかにしないと、こちら判断できない。判断できない場合はどうするかといったら、失礼だけど教育長を含めた措置を検討せざるを得ない。いつ出していただけですか。

○村上陳述人 今回の検証の中でもですね……

○前田監査委員 検証は結構です。失礼だけど、監査委員の監査の重みをもうちょっと重く見てくださいよ。監査委員が出してくれて言ったのを出さないんですか。まず、出す出さない、どちらですか。

○村上陳述人 検証チームに確認をいただいた上で御提出したいと考えてございます。

○前田監査委員 じゃ、いつですか。

○村上陳述人 検証の確認が終わり次第、御提出したいと考えてございます。

○前田監査委員 決裁権者はどうも課長ということですが、このような出張命令に関して部長さんは御存じでしたか。

○村上陳述人 私自身ということ。

○前田監査委員 部長は御存じでしたか。だって、出張命令の決裁権者は各所属の課長とお答えになっているから、課長さんが決裁権者だと分かるんですけども、部長さんは指示されたか、あるいは御存じだったか、質問です。

○村上陳述人 そういった傍聴に行くということは、そういうことがあるということは承知

しておりました。

○前田監査委員 局長さんはどうですか。

○村上陳述人 少なくとも現在の教育長は知らないと思います。

○前田監査委員 当時の局長はどうですか。

○村上陳述人 令和元年当時、そういった対応について御説明している経過がありますので、知っていたか知らないかといえば知っていたということになります。

○前田監査委員 教育長はこのことを知っていましたか。傍聴のため動員するということを教育長は。局長までは知っていたというお答えですけど。

○村上陳述人 ああ、ごめんなさい。教育委員会はいわゆる局長職というのがなく、教育長がいわゆる……

○前田監査委員 ああ、ごめんなさい。失礼しました。知っていましたか。

○村上陳述人 なので、教育長に説明を当時しているという経過を確認してございますので、知っていたというふうに考えてございます。

○前田監査委員 そうすると、決裁権者は課長になるかもしれないけれども、それ以前の段階で部長と教育長は御存じだったということですね。

○村上陳述人 ごめんなさい、今の教育長は……

○前田監査委員 今じゃないです、それぞれの出張命令を出したときの教育長、部長、御存じでしたね。傍聴する、傍聴に動員するということは御存じでしたね。

○村上陳述人 令和元年当時、教育長への説明がされたということは把握をしており、関係の部長が知っていたかどうかということについては、現在、調査中でございます。

○前田監査委員 いや、知らないで課長ってこんな出張命令出せるんですか。

○村上陳述人 部長が知らないでってことですか。

○前田監査委員 部長なり教育長が知らないでこういう出張命令を出せるんですか。

○村上陳述人 出張は課長専決となってございますので、はい。

○前田監査委員 じゃ、部長、教育長が知っていたかどうかについても御報告いただけますか。これ、令和元年、令和5年、令和6年というふうに出張されてますから。でまあ、これ、御報告いただければ、簡単に情報公開で出ちゃう情報だと思うんですよ。速やかに出していただけませんか。

○村上陳述人 事案の整理の上、提供させていただきたいと思います。

○前田監査委員 本当に厳しい言い方しますが、教育委員会は監査委員からのこういういろいろな質問に対して誠実に答えないってこと自体が問題だということ、十分理解していただけないですか。

それから、どうも被害者側の支援団体から要請文があったという話ですよ。この支援団体が被害者側だということは確認されましたか。

○村上陳述人 そのように承知しております。

○前田監査委員 している。

○村上陳述人 はい。

○前田監査委員 それが支援団体だということは承知している。

○村上陳述人 支援団体？

○前田監査委員 いや、被害者側の支援団体が本当に被害者を支援するための団体だということは確認されましたか。

○村上陳述人 はい。そのように承知しております。

○前田監査委員 どうやってされましたか。

○村上陳述人 当時の関係者などにヒアリングをして、そのように確認しております。

○前田監査委員 いや、関係者じゃなくて、一番早いのは、支援団体についてどのくらいの調査されましたか。だってそれが出発点でこういう話、要請に応じたって、傍聴に応じたってことになっているので、まずその支援団体というのが、失礼だけど実在するかどうか、どうというような活動をしているか、その内容がどうだ、そういう調査をしましたか。

○村上陳述人 今回の要請文を公表するに当たり、団体に連絡を取ってございますので、団体は存在しているというふうに認識してございます。

○前田監査委員 被害者側というのをどうやって特定しましたか。

○村上陳述人 当時の、その要請文を頂く経過の中でやり取りを当時してございますので、その経過を確認する中で被害者側というふうに認識してございます。

○前田監査委員 被害者の御家族の意思は確認しましたか。

○村上陳述人 確認されております。

○前田監査委員 被害者がぜひ皆さん傍聴してくださいというような御依頼はありましたか。

○村上陳述人 そこの細かい部分については、今まさに確認中でございます。

○前田監査委員 いや、したかしないかのイエス・ノーなんですけど、もうこれ、1か月以上たっていて、今日この場でお答えできないってことですか。

○村上陳述人 その同意に至る経過、経緯という部分でございますが、そこはしっかり今、調査中という段階でございます。

○前田監査委員 こういうわいせつ事案の場合、刑事訴訟法316条の33によると、被害者は公判廷で参加して意見を述べるができるんですけども、今回傍聴された公判において被害者は参加人として意見等を法廷で述べましたか。

○村上陳述人 述べたかどうかは今ちょっと確認できておりません。

○前田監査委員 いや、傍聴されていればしたかどうか明らかですけど、どうですか。いや、これ、業務として行なっているから聞いているんですよ。イエスかノーかで答えてください。

○村上陳述人 そのお答えに対する情報が確認できておりません。

○前田監査委員 被害者のプライバシーを守るんだったら、被害者もしくはその家族に意向を聞くという作業をしたんですかしらないんですか。

○村上陳述人 被害者側も御理解されていたと思いますけども、そのことも含めて今、検証中でございます。

○前田監査委員 最後に、7月2日付回答書(7)、これ、傍聴人の方もちょっと分からないと思うので読み上げますが、令和6年5月7日に外部から本件職員動員について問合せあ

り、傍聴呼びかけの事実が確認されたことを教育長に報告した際に、直ちにやめるべきだという判断があったと書いてありますね。なぜ直ちにやめるべきだと判断したんですか。

○村上陳述人 職員の動員について不適切だという判断があつてということでございます。

○前田監査委員 ということは、今回の動員を不適切と認めたことになりませんか。

○村上陳述人 いずれにしても一般の方の傍聴の機会を損なつたことは行き過ぎだったということで、私どもとしても反省しているところでございます。

○前田監査委員 繰り返します。それだったら、令和元年にしたことも令和5年にしたことも不適切になるんじゃないですか。

○村上陳述人 適切か適切でないかといえば、適切でないというふうに思います。

○前田監査委員 以上です私からは。

○酒井代表監査委員 分かりました。ほかの監査委員の方から何か御意見とか御質問ありますでしょうか。

○清水監査委員 よろしいですか。今、委員からほぼ網羅されている御質問がありましたので、重複は避けてこの（４）について１点確認をしたいのですが、方面別学校教育事務所長から教育委員会事務局内の関係部長宛てに、裁判の傍聴について協力依頼文を作成して依頼していましたとあるのですが、これ、様々な検証が終了した際に、この文書等は明らかに公開されるのでしょうか。やはりこうしたものがしっかり示されないとなかなか、今、口頭のやり取りがずっとありましたけども、判断するのに大変重要な材料となると思いますので、その部分だけ１点伺いたいと思います。

○片山陳述人 11回公判ございますが、そのうち１枚は既にもう公開はさせていただいております。ただ、検証の結果で今後全て出すことも含めて確認していきたいと思います。

○清水監査委員 ということは、全てが公開されるということでもいいですね。

○片山陳述人 基本的に全ての関係文書は、今、弁護士の皆さんに確認していただいていますので、確認が終わりましたら、それは公開するようにしたいと思います。

○村上陳述人 御質問は、それを提供いただけるのかということによろしいのでしょうか。

○清水監査委員 そうです。

○村上陳述人 監査委員の皆様へ。

○清水監査委員 はい。

○村上陳述人 それは提供させていただきます。

○清水監査委員 結構です。

○酒井代表監査委員 ほかに何か。どうぞ。

○大岩監査委員 ありがとうございます。まず、最初の話ですと、第三者委員会を入れて結論を早めに出すということで、議会でも皆さんのほうから答弁があつたと思うんですが、たしか私の記憶ですと、６月末までという話で聞いていたんですが、それを超えて７月ということで１か月延びたわけなんですけれども、まず、遅れた理由について述べていただけますでしょうか。

○村上陳述人 ５月の終わりに、複数の弁護士による検証チームで、６月中をめどに検証を

行うということでお話をさせていただいてございます。その中で弁護士の人選を進めたわけですが、その弁護士チームを立ち上げるに当たっては、弁護士会からの推薦ということもしたほうがいいんじゃないかというアドバイスもその過程でございまして、人選の公平性や透明性を確保するために、県弁護士会のほうに推薦を依頼させていただきました。その結果、6月12日の日に弁護士が決まりまして、以降、検証作業が進んでございます。その中で、ヒアリングあるいは事実関係の確認を進めてございますけれども、今回動員に至った経緯はじめ、しっかり検証したいということでございまして、その時間をちょっと要するというので、7月中に検証取りまとめを行う予定で今進めているところでございます。

○大岩監査委員　それで、先ほど前の委員からも指摘をさせていただいたように、これは住民監査請求ですのでちゃんとしたルールがありまして、60日以内に結論を出さなければいけないというのがルールになっております。ですから、皆さんのほうで今日質問させていただいて回答いただいた内容をもって、ある一定程度の結論を出さなければいけないと思うので、皆さんの方で答えられないということもあるでしょうし、答えたくないということもあるんでしょうけれども、回答がない場合には、それに基づいて回答を出さなければいけないということになりますので、私からも重ねてになりますけれども、その点は重くしっかり、今日は代表で来ていただいているのかもしれないですけども、教育委員会の方でもちゃんと議論すべきだと思っております。先ほどあった払った金額、あと詳細、誰に払った、どういう形で、これは金銭の話をまずしておりますので、これについては最低限でもすぐにでも回答すべきなんじゃないかなと思っているんですけども、その点について、重ねてになりますけれども、自分の範囲で答えられないのであればそれでもいいですし、ちょっと確認させていただけますでしょうか。

○村上陳述人　繰り返しになる部分はありますけれども、今回の旅費の支給等々、あるいはそういった出張に対する公務の位置づけということについて、検証の皆さんにも検証をお願いしてございます。そういった中で、金額の部分も含めて整理をしていただくということで今、進めておりまして、そちらの確認が取れて速やかに御提供させていただきたいと考えてございます。

○大岩監査委員　「速やかに」の部分で明日なのか今週中なのか、その辺が結構ポイントだと思いますので、しっかりと協議していただければと思います。

あと、先ほど陳述人の方から、そもそも大本は何でこうなってしまったのかというような御指摘があったのかなと思うんですけども、私もその部分が大変疑問に思っておりまして、この回答書によれば、方面別の学校教育事務所長から教育委員会の事務局内の関係部長宛てに、裁判所の傍聴について協力の依頼文を作成したと。その作成の文書は、出すのか出さないのかは皆さん持ち帰っていただいて、これは全部出すべきだと思っておりますけれども、出したいなと思っておりますけれども、この作成文自体はそもそもどうやって誰がどのように決めて出したのか。多分、役所の場合ですと、文書主義ですから、社内文書みたいな形で決裁を取って出すものなのかなと私は理解しているんですけども、この文書については、決裁を出しているのか出していないのか、その点をちょっと確認いただけますでしょうか。

か。

○片山陳述人 こちらについては、いわゆる1年以内の文書という形ですので、文書システムではないんですが、いわゆる処理印というんですかね、簡易決裁で決裁を取って発出していたということです。

○大岩監査委員 そうすると、誰がまず発起人で、どうしてこういうふうになった、そのあたりの経緯はどうなっているんですか。

○片山陳述人 少なくとも令和元年度については、支援団体から要請を受けた担当課のほうで教育長まで方針を確認の上で決定していたというのが、こちらは確認が取れております。ただ、第2から第3の事案については、おっしゃるとおり少しその明確な文書がないということもあって今、確認しておりますので、その処理の、いわゆる意思決定の経過も含めて、最終的に弁護士の確認の上でこちらでも明らかにしたいと思います。

○大岩監査委員 そうすると、60日以内に結論を出すということなんですが、その結論を出す上では重要な内容の一つになると思うんですが、それまでには出てこない可能性もあるということですか。

○片山陳述人 それは部長から申し上げていますとおり、それに当然間に合うように進めていきたいというふうには考えております。

○大岩監査委員 もう一度いいですか。すみません。

○村上陳述人 すみません、現時点で間に合う間に合わないについてはちょっと定かなことは申し上げられませんが、いずれにしても検証チームは、丁寧にやるのが前提でございしますが、速やかに行うということで今進めているところでございます。その中で、当然、今、御指摘の決裁過程についても確認の対象になってこようかと思っておりますので、そのことについてを含めて御報告できると思っております。

○大岩監査委員 あのですね、先ほど最初の委員からも指摘があったとおり、そういった手続がスタートしてから1か月以上経っていると思います。これはテレビとか新聞とか報道にも乗りまして全国ニュースにもなったものであり、教育委員会の中でもこれは大変重大なものであるというふうに捉えられて、委員会でも説明があったと思いますし、新しい教育長の方からも同じような見解を出されたんじゃないかなと思うんですけども、やっぱりこの陳述人からの請求は、交通費の支給とかもろもろに関して返還が必要なのではないかという指摘だと思うので、そもそもの皆さんがやられた、動員というか、傍聴席を埋めるような行為をされたということが不法なのか不当なのか、そのあたりの判断が非常に重要になってくると思うんですけども、それはまあ、皆さんの事務局の立場として、何でしょうか、第三者委員会の結論を待つというのは非常に分かりますけども、1か月時間がたっているわけですし、教育委員会の中でもいろんなところから厳しい指摘を受けて、中でいろいろ議論されたんだと思います。その中で、現時点で構いませんので、この問題に関して、文書の中で言うとこれですね、見解書、議事の1の資料の1ですね、見解書の4番の最後のところに、「公判傍聴への組織的な対応に関する法的な課題や動員による『公判傍聴』と『出張旅費支出』における公務の位置づけの可否等も含まれていることから」と、この2点指摘をされているんで

すけども、明らかに何らかの問題点があったのではないかなというふうに思うんですが、現時点で教育委員会の事務局としてこの点についてどう考えているのか、ここで見解を述べていただけますでしょうか。

○村上陳述人 今回、検証チームにお願いしていますのは、今回は法的課題・論点があるということで、専門的なお立場から検証いただくということでお願いをさせていただいてございます。ですので、法的論点については、やはりその検証チームの見解を私どもとしては踏まえて対応したいと思ってございます。また、今回、動員に至った経緯なども整理をし、検証をお願いしてございますので、その点の課題ですとか、そういったことのもし御指摘があれば、そのことを踏まえて対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○大岩監査委員 詳細は報告書を見れば、それで確認できると思うんですが、現時点で皆さんのところで、中のいろんなことを振り返ってみて、不法なこととか、不当なこととか、全くなかったと考えているのか、それとも、何らかのものがあるので、どう考えているのか、その点についてだけ最後に答えていただけますでしょうか。

○村上陳述人 繰り返しになりますが、一般の方の傍聴の機会を損なったということは、やはり適切ではなかったと考えておりますし、では、なぜこういった問題に、対応になってしまったのかということでは、やはりそういった組織的な背景などについても、我々としてしっかり考えていかなければいけないなというふうに思っております。

○大岩監査委員 以上です。

○酒井代表監査委員 よろしいでしょうか。ほかに何かございませんでしょうか。ほかにないようなので、以上で関係職員の陳述の聴取は終了いたします。また、今後、監査を行う上で必要な事項について、関係職員に対し、書面の提出等お願いすることがありますので、よろしく願いいたします。特に見解書によると、弁護士による検証は7月中旬に結果が出るというふうに書かれてあったんですけれども、やっぱり監査上も重要な資料となりますので、結果を出されたら可及的速やかに監査委員会の方に資料を提出してください。また、それ以外でも監査委員会の方で必要と考える資料があれば今後要求いたしますので、その際も速やかに提出をお願いいたします。

以上で関係職員による陳述は終了いたしました。

次に、最初に申し上げましたとおり、請求人には、ただいま関係職員の陳述の内容について5分以内で意見を表明することができますが、意見表明を希望されますか。

○ 請求人 はい。

私はここでいいですか。

○酒井代表監査委員 その場で意見表明をお願いいたします。ただし、質問はできませんので。

○ 請求人 はい。分かりました。見解書も用意されていて、まず、最初の延長ですけれども、これっていうのは普通の旅費規程をただ書いているだけですよね。これを見て非常に私は驚きました。ですから、問題としてはね、先ほど前田委員からも質問があったように、このことが本来業務なのかどうかということなわけです。堂々と本来業務であれば、別にこ

ういうものを見せられる間もなく、別にこれはこれでされたらいいんだと思いますけど、我々が言っているのは、全くそれは本来業務ではないと。本来業務どころじゃないどころか、非常に違法な業務だと。違法なことに手を染めていましたよということを私は指摘しているわけです。ですから、そういう場に、そういう期に及んで、こういう一般的な旅費規程を持ち出してくる神経というのは、多分にこれは反省が全くできていないんだろうなというふうに感じざるを得ません。ですから、まあ、譲って数名の方は本来業務で裁判のあれを見守るという業務があったのかもしれませんが、横浜地裁の101号、私もよく知っていますが、あそこを埋めるほどのというのは、どう見てももう見解なり弁解なりができない事柄なわけですよ。ですから、何も出さないのもなんだから一般の規程を見解書として出しましたと言うなら理解しますが、ここは非常にお門違いであるということは申し上げたいと思います。

それからあともう一つは、第三者委員会。検証、検証といつも言いますが、どうもそれを聞いていると、やっぱりそちらの幹部を法的に守るために弁護士に相談して、なるべくそういう罪が重くならないように算段を、裁判の被告の弁護みたいなもんですね、そういう形で依頼している委員会のように聞こえます。ですから、そうじゃなくて、弁護士が何と言おうと一番よく御存じなのは当事者なんですから、自らを罰する、律するぐらいのつもりでですね、そんな第三者なんていう客観性を装った言い方なんて止めて、自らを罰してくださいよ、再生ができるように。こういうもので穏々に済ませようとかね、みたいなことがこの期に及んで出てくるようであれば、即刻、私個人としてはお止めになったほうがいいんじゃないかと思います。その第三者委員会、いじめのときもそうでしたね。ですから、自分が関わる自分事としての覚悟が足りないんですよ。もうちょっと真面目に子どもたちのこと、将来のことを思ってくださいよ。そういう思わなければ、本当に少子化になって、宝の子どもに未来を背負ってもらわなくてはいけないわけですけど、そこを教える教育行政がこのようなことでは、本当に私、死んでも死に切れないなという非常に懸念しておりますので、それを申し上げておきます。以上です。

○酒井代表監査委員 分かりました。それでは、これを持ちまして住民監査請求に関わる陳述の聴取を終了いたします。皆様、お疲れさまでした。請求人、監査職員、傍聴人、報道機関及び記録者の皆様は御退室願います。監査委員の皆様はそのままお待ちください。どうも御苦勞さまでした。

〔請求人・関係局の職員・傍聴人・記録者退室〕